

「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2023」運営業務に係る 企画提案説明書

1 業務名

「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2023」運営業務

2 業務内容

「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2023」運営業務に係る企画提案仕様書のとおり

※本事業に係る委託費は、令和5年第1回定例市議会において予算案として提出される予定であり、委託契約及び事業の執行は予算案の議決が条件となる。

3 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者（以下、「受託者」という。）は、公募型企画競争（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を、「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2023」運営業務企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

4 応募資格

- (1) 応募者の条件

応募者は次の条件をすべて満たすものとする。

ア 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。

イ 企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市一般競争入札への参加資格を有すること。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

5 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| (1) 事業実施に関する質問の受付締切日 | 令和5年2月6日(月)17時00分まで |
| (2) 参加意向申出書の提出締切日 | 令和5年2月8日(水)17時00分まで |
| (3) 企画提案書の提出締切日 | 令和5年2月13日(月)16時00分まで |
| (4) 企画提案書の書面審査 | 令和5年2月下旬
※提出者が6者未満の場合は実施しない |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和5年2月下旬 |
| (6) 選定事業者の決定、契約等 | 令和5年3月上～中旬 |

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書(様式4)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2023 運営業務 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

○電子メールアドレス bio@city.sapporo.jp

(2) 質問期間

令和5年2月6日(月)17時00分まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

・ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/bio/healthcare2023.html>

7 参加意向申出書(様式1)の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり、参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和5年2月8日（水）17時00分まで
- (2) 提出方法
郵送または直接持参とする。（平日8時45分～17時15分まで）
- (3) 提出先
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側
札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課
- (4) その他
提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

8 企画提案書の提出

- (1) 提案内容
「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム 2023」運營業務に係る企画提案仕様書のとおり。
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案申込書（様式2）
 - イ 企画提案者概要（様式3）
 - ウ 企画書（自由様式）
 - エ 積算書（自由様式。積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。）
 - ・上記アは正本1部を提出すること。
 - ・上記イ～エは正本1部、副本8部、及び電子データを提出すること。
 - ・提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
 - ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページ程度までとする。添付資料等を追加する場合は、極力A4版とすること。
 - ・副本8部については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。
- (3) 提出方法、提出先及び提出期限
 - ・提出方法：郵送または持参による。
 - ・提出先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

(担当：紙谷、飯田)

・提出期限：令和5年2月13日（月）16時00分【必着】

9 書面審査の実施

本事業の企画提案者が6者以上となった場合、下記「11 審査基準」の基準により企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位5者までの企画提案を選定し、企画提案提出者に通知するものとする。

10 プレゼンテーション審査の実施

本市の指定する日時に、書面審査を通過した事業者（※応募者が5者以内の場合は応募者全員）のプレゼンテーション審査を実施する。

(1) プレゼンテーション審査実施日及び実施場所

○実施日：令和5年2月下旬

○実施場所：札幌市役所本庁舎内会議室

※詳細は別途通知いたします。

(2) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

なお、特段の事情がない限り、本運営事業責任者の出席を必須とする。

イ 持ち時間は25分間（説明15分間、質疑10分間）程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて提案するものとし、当日の資料追加、プロジェクタ及びパソコンの使用は認めないものとする。

11 審査基準

審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査基準
1 業務執行能力【20点】	
①執行体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な経歴や類似業務の実績を有し、業務を円滑に進められる体制であるか。
②積算・スケジュール (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・積算額が仕様書に記載された限度額の範囲であるか。 ・全体のスケジュールや予算の配分が適切であるか。
2 企画提案内容【80点】	
①企画提案全般 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア産業の知識や認識が十分に備わっているか。 ・業務目的や産業振興の意義を理解したうえでの提案か。 ・採択者のビジネス機会拡大等に資するイベントについて、具体的かつ効果的な内容となっているか。 ・効果的な独自提案であるか。
②ヘルスケアビジネス募集・発掘業務 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケアビジネスの募集や発掘にあたり、広報PR方法、発掘方法、相談窓口の体制が、具体的かつ効果的な内容になっているか。
③ハンズオン支援業務 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・採択者に寄り添いながら、経営課題の解決や事業の推進、市場ニーズ獲得に向けた調整・協力などを細やかに行う「ハンズオン（並走型）支援」の体制や方法が、具体的かつ効果的な内容になっているか。
④専門家相談支援業務 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の解決や事業の推進に向けて採択者にマッチングする専門家や企業等と十分なネットワークがあるか。 ・専門家とのマッチング方法や、専門家相談の支援方法などが具体的かつ効果的な内容になっているか。
⑤市場ニーズ獲得支援業務 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・試験販売等の場の確保や実証イベントに関する実績・ネットワークやアイデアが具体的かつ効果的な内容になっているか。 ・関係する企業・機関等との協力体制はできているか。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

担当：紙谷、飯田

TEL 011-211-2379/Eメール bio@city.sapporo.jp